



宮 崎 県 公 報

平成19年12月25日（火曜日） 第 1942 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（青少年男女参画課） 1

告 示

○道路の区域の変更（8件）……………（道路保全課） 1

○道路の供用の開始（8件）……………（道路保全課） 3
○浸水想定区域の指定……………（河川課） 5

公 告

○県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課） 6

病院局企業管理規程

○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 6

規 則

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第八十五号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成四年宮崎県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「第八十二条の二」を「第一百十四条」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月十六日から施行する。

告 示

宮崎県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字尾水流	旧	7.7 ～ 12.3	54.4
			120番4地先から同郡同村同大字同字 119番	新	9.3 ～ 20.9	

1地先まで				
東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字内ノ口7638番2地先から同郡同村同大字同字7654番1地先まで	旧	4.5 ～ 6.2	97.3	97.3
	新	4.5 ～ 16.1		

宮崎県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字高椎33番4地先から同郡同村同大字同字3357番8地先まで	旧	4.9 ～ 10.3	148.7
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字黒尾山7754番1	新	4.9 ～ 12.7	
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字黒尾山7754番1	旧	5.3 ～ 5.4	29.2
				新	13.6 ～	29.2

			地先から同 郡同村同大 字同字7754 番1地先ま で		15.8	
--	--	--	---	--	------	--

宮崎県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字熊ノ 谷5986番1 地先から同 郡同村同大 字同字5987 番1地先ま で	旧	4.9 ～ 7.6	45.7
				新	5.9 ～ 20.8	45.7
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字上立 岩7231番5 地先から同 郡同村同大 字同字7231 番2地先ま で	旧	4.3 ～ 7.6	56.4
				新	4.6 ～ 22.7	56.4

宮崎県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字米ノ 迫6343番1	旧	12.3 ～ 16.8	26.9
				新	20.6 ～	26.9

			地先から同 郡同村同大 字同字6344 番1地先ま で		26.5	
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾上 越6532番1 地先から同 郡同村同大 字同字6532 番1地先ま で	旧	5.3 ～ 6.1	17.9
				新	10.2 ～ 13.6	17.9

宮崎県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字中横 尾6455番5 地先から同 郡同村同大 字同字6481 番3地先ま で	旧	4.7 ～ 8.6	90.7
				新	5.4 ～ 22.9	90.7
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字上日 陰6313番9 地先から同 郡同村同大 字同字6313 番9地先ま で	旧	14.3 ～ 19.0	16.1
				新	19.0 ～ 21.2	16.1

宮崎県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾上 越6520番3 地先から同 郡同村同大 字同字6520 番3地先ま で	旧	7.1 ~ 7.5	16.0
				新	11.5 ~ 12.4	16.0
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字上日 陰6340番11 地先から同 郡同村同大 字同字6340 番3地先ま で	旧	5.0 ~ 11.8	51.0
				新	12.5 ~ 17.7	51.0

宮崎県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾上 越6553番1 地先から同 郡同村同大 字同字6553 番1地先ま で	旧	4.8 ~ 6.4	52.9
				新	8.0 ~ 11.0	52.9
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾上 越6530番1 地先から同 郡同村同大	旧	4.3 ~ 18.4	198.8
				新	4.3 ~ 19.3	198.8

字同字6521
番3地先まで

宮崎県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
433	県道	鶴戸神 宮線	日南市大字 宮浦字網割 3076番1地 先から同市 同大字同字 3070番3地 先まで	旧	15.0 ~ 20.8	38.0
				新	15.0 ~ 32.8	38.0

宮崎県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字尾水流 120番4地 先から同郡 同村同大字 同字 119番 1地先まで 東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字内ノ 口7638番2 地先から同 郡同村同大 字同字7654 番1地先ま で	平成19年12月25日

宮崎県告示第1016号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字高椎33番4地先から同郡同村同大字同字3357番8地先まで	平成19年12月25日
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字黒尾山7754番1地先から同郡同村同大字同字7754番1地先まで	

宮崎県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字熊ノ谷5986番1地先から同郡同村同大字同字5987番1地先まで	平成19年12月25日
			東臼杵郡諸	

塚村大字七ツ山字上立岩7231番5地先から同郡同村同大字同字7231番2地先まで

宮崎県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6343番1地先から同郡同村同大字同字6344番1地先まで	平成19年12月25日
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6532番1地先から同郡同村同大字同字6532番1地先まで	

宮崎県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川	東臼杵郡諸	平成19年12月25日

		日之影線	塚村大字七ツ山字中横尾6455番5地先から同郡同村同大字同字6481番3地先まで		<p>路の供用を次のとおり開始する。</p> <p>なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年1月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成19年12月25日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上日陰6313番9地先から同郡同村同大字同字6313番9地先まで		
<p>宮崎県告示第1020号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。</p> <p>なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年1月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成19年12月25日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>					
路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日	
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6553番1地先から同郡同村同大字同字6553番1地先まで	平成19年12月25日	
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6530番1地先から同郡同村同大字同字6521番3地先まで		
<p>宮崎県告示第1022号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。</p> <p>なお、関係図面は、平成19年12月25日から平成20年1月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成19年12月25日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>					
路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日	
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6520番3地先から同郡同村同大字同字6520番3地先まで	平成19年12月25日	
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上日陰6340番11地先から同郡同村同大字同字6340番3地先まで		
<p>宮崎県告示第1023号</p> <p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により潟上川水系潟上川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。</p>					
<p>宮崎県告示第1021号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道</p>					

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年12月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
牛 牧	高鍋町 木城町	農地保全整備事業	平成17年 3 月17日

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成十九年十二月二十五日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

宮崎県病院局企業管理規程第十三号

県立病院料金等規程の一部を改正する規程

県立病院料金等規程（平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の七の項を次のように改める。

セ	半切	一件につき	七百円
エ	大切	同	五百八十円
ク	四切	同	四百五十円
ス	四切	同	三百五十円
手	六切	同	二百三十円
料	C-D-R	同	五百二十五円

附 則

この規程は、平成二十年一月一日から施行する。